# 労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報公開

株式会社エネックス

★労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定に基づく情報公開は以下の通り。

| | |
|---|---|
| １．派遣労働者数 | 3 名 |
| ２．派遣先数 | 3 社 |
| ３．労働者派遣事業におけるマージン率 | 42% |
| ４．派遣料金平均単価 | 4,466 円 |
| ５．労働者の賃金の平均単価 | 2,560 円 |

６．教育訓練に関する事項

・ﾋﾞｼﾞﾈｽﾏﾅｰ、低圧電気取扱安全、電力講座、電気基礎入門、ｼｰｹﾝｽ制御

・文章作成、敬語の使い方、失敗学、直流回路、交流回路、Web ﾗｰﾆﾝｸﾞ

・ﾃﾚｺﾝﾊｰﾄﾞ技術、私のトラブル集、文章作成術、水力発電講座、原発危機

・各種資格取得講座（ソフトウエア一般、電気工事一般）

・リーダー行動の基本、原価教育、決算書、損益管理

・安全衛生教育全般

７．労使協定範囲と有効期限

全派遣社員に適用、有効期限令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

マージン率に含まれる会社負担経費等

・健康・厚生年金保険料金

・雇用・労災保険料金

・福利厚生費(月例懇親会費用等)

・社内・社外教育費用

・一般経費(賃貸料金、光熱費・交通費)

・賞与・一時金等

マージン率算出根拠

＝（派遣単価の平均額－派遣労働者の賃金単価平均額）／派遣単価の平均額